

新型コロナウイルス感染症に係る各種支援制度一覧 令和2年5月1日現在

●該当、▲状況によって該当

支援制度名	対象者	内容	対象区分		支援者				受付窓口・問い合わせ先	支援区分		
			個人・世帯	事業主 (個人・法人)	国	県	市	その他				
長野市事業継続緊急支援金	・市内に本社又は本店が存在する中小企業者で、令和2年4月の売上高が前年同月の売上高に比べて20%以上減少し、市内のテナント(賃借)物件において対象産業の事業を営んでいる方	【支給金額】 3月、4月の賃料相当額 (ただし上限20万円) [1回限り] 【受付期間】 5月7日(木)～6月5日(金)		●					●	商工労働課 ☎ 224-7921	給付	
県・市町村連携 新型コロナウイルス拡大防止協力金・支援金	・特措法第24条第9項に基づく県からの要請に協力して施設の使用停止(休業)等を行った事業主	【協力金額】 1事業者当たり30万円[1回限り] 【受付期間】 5月7日(木)～6月1日(月)		●					●	●	県電話相談窓口 ☎ 235-7945	給付
持続化給付金	・売上が前年同月比で50%以上減少している方	【給付額】 法人200万円以内 個人事業主100万円以内 【申請期間】*電子申請 5月1日(金)～令和3年1月15日(金) <申請サポート会場> 長野会場(長野市若里市民文化ホール) ※5月14日(木)開設(来訪予約が必要)		●	●						持続化給付金事業コールセンター ☎ 0120-115-570	給付
雇用調整助成金	・新型コロナウイルス感染症の影響により労働者に対して一時的に休業等を行い、雇用維持を図る事業主	【助成額】 中小企業:休業手当×4/5、 大企業:休業手当×2/3 (解雇等を行わない場合) 中小企業:休業手当×9/10、 大企業:休業手当×3/4 (県知事からの休業要請を受ける等、一定要件を満たす場合などに特例措置あり) 中小企業:休業手当×10/10 ※上限8,330円/人・日		●	●						雇用調整助成金相談コールセンター ☎ 0120-60-3999 長野労働局 職業対策課 ☎ 226-0866 管轄のハローワーク	補助・助成
小学校休業等対応助成金	・小学校等の休業に伴い、子供の世話が必要となった労働者に対し、年次有給休暇とは別に有給休暇を取得させた事業主	【助成額】 休暇中に支払った賃金相当額×10/10 ※上限8,330円/人・日		●	●						学校等休業助成金相談コールセンター ☎ 0120-60-3999	補助・助成
持続化補助金(コロナ特別対応型)	・販路開拓をはかる小規模事業者等	【補助額】100万円 【補助率】2/3		●	●						中小企業庁 小規模企業振興課 ☎ 03-3501-2036	補助・助成
IT導入補助	・ITツール導入による業務効率化(テレワーク等)をはかる中小企業・小規模事業者等	【補助額】30～450万円 【補助率】2/3		●	●						一般社団法人サービスデザイン推進協議会 ☎ 0570-666-424	補助・助成
持続化給付金	売上が前年同月比50%以上減少している農業者	法人200万円以内、個人事業者100万円以内を支給		●	●						中小企業金融・給付金相談窓口 ☎ 0570-78-3183	給付
雇用調整助成金	労働者の雇用の維持を図った農業者	休業手当、賃金等の一部を助成		●	●						長野県労働局 ☎ 226-0866 ハローワーク 長野 ☎ 228-1300 篠ノ井 ☎ 293-8609 須坂 ☎ 248-8609	補助・助成